



藍原 章 議員

外国人材の受け入れと 多文化共生社会の実現に ついて

問

外国人材の受け入れと、多文化共生社会の実現に向けた本市の取り組みを問う

答

相談案内対応や外国人の児童生徒に対する支援など、複数分野にわたる生活支援に取り組んでいます

国は外国人材の技能実習制度を改め、はつきりと労働者としての人材確保と人材育成とした「育成就労制度」の方針を明確にした。本市の外国人材が地域の新たな担い手として定着できるよう、外国人材に対する積極的な受入支援や暮らしやすい多文化共生支援が重要である。

問

外国人材の受け入れと、多文化共生社会の実現に向けた本市の取り組みを問う。

答

政策部長

高島市国際協会への委託を

通じての異文化交流・翻訳・

日本語教室の開催、相談案内対応や、市ホームページの多言語翻訳ならびに、市役所窓口に来られた日本語が話せない外国人の方に対して自動翻訳機を活用した窓口対応、さらに外国人の児童生徒に対する学校生活への適応支援など、複数分野にわたる生活支援を中心とした取り組みを行っています。

問

外国人材を受け入れたい企業への支援について問う。

答

商工観光部長

外国人材の受入支援は、これまでから滋賀労働局を通じて

助成金等の様々な支援制度が用意されているほか、滋賀県外国人材受入サポートセンターでの受入相談やマッチング支援等が実施されており、相談があつた際は、制度に精通し実例を蓄積している支援機関に繋いでいます。

問

外国人材の宿舎として、市営住宅・空き家の活用について問う。

答

都市整備部長

市営住宅には、入居者の収

答

市民生活部長

入に依じて一般市営住宅と特定公共賃貸住宅等があり、どちらにも入居に際して国籍等の要件はなく、市内で労働されている外国人材の方も既に入居されています。なお、市営住宅の制度では、入居できるのは個人となっており、企業、法人等が従業員用の宿舎として借りることはできません。

外国籍の方からの相談については、令和4年度には6件、令和5年度には13件あり、移住件数は2年間で9件でした。今後においても、市への移住・定住と地域の活性化を図るために、より一層空き家の有効活用に取り組んでまいります。



その他の質問

サーキュラーエコノミー（循環経済）について